

議員提出議案第15号

交野第一中学校区における施設一体型小中一貫校の
設置の賛否を問う住民投票条例（案）の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の規定
により提出します。

条例案……別紙

令和2年12月14日提出

提出者 交野市議会議員 山本 景

提出者 交野市議会議員 松村 紘子

交野第一中学校区における施設一体型小中一貫校の
設置の賛否を問う住民投票条例（案）

別紙

（目的）

第 1 条 この条例は、交野小学校敷地内における交野小学校、長宝寺小学校、交野第一中学校、を統合した施設一体型小中一貫校の設置について、住民の直接投票（以下、「住民投票」という。）を行う制度を設けることにより、住民の多数意思に反しないようすることを保証し、以って、広く地域住民の意見を踏まえた住民自治を図ることを目的とする。

（住民投票の対象）

第 2 条 市は、交野第一中学校区における施設一体型小中一貫校を設置しようとする時、または、交野第一中学校区における施設一体型小中一貫校を設置のための交野第一中学校区の小学校の統合を実施する時には、前条の目的達成のために、住民による住民投票を行わなければならない。

（住民投票の執行）

第 3 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

3 選挙管理委員会は、有権者がその賛否を的確に判断できるよう、必要な情報を積極的に提供し、十分な議論が尽くされるように配慮しなければならない。

（住民投票の名称）

第 4 条 住民投票は、交野第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票、との名称を使用する。

（住民投票の期日）

第 5 条 住民投票の期日（以下、「投票日」という。）は、市長が定め、投票日の 30 日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第 6 条 住民投票の投票権を有する者（以下、「投票資格者」という。）は、公職選挙法第 9 条第 2 項に規定する交野市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

（秘密投票）

第 7 条 住民投票は秘密投票とする。

（1 人 1 票）

第 8 条 投票は 1 人 1 票とする。

（投票運動）

第 9 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、他の選挙と同日投票となった場合は、公職選挙法その他の選挙関係法令の規定に抵触する選挙運動または投票運動を行ってはならない。

（投票の方法）

第10条 投票資格者は、交野第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置に賛成する時は投票用紙の賛成欄に、反対する時は投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れるものとする。

(無効投票)

第11条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 選挙管理委員会指定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄の両方に記載していないもの

(住民投票の効果)

第12条 有効投票総数の過半数を得た住民投票の結果に基づき、市、市長、教育委員会及び教育長は住民の多数意思に反しないように努めなければならない。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、前条の規定により住民投票の結果が確定した時は、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市、市長、教育委員会、教育委員長及び市議会議員に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この条例で定めるほか、この条例の実施に必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。